

## 問1 (憲法)

以下の事例に含まれる憲法上の論点を取り上げ、論ぜよ。

Xは、A県内の小中学校の教職員から組織される職員団体の委員長である。この団体は、毎年、教員が直面している課題を討論するために、教育研究集会を開催してきた。集会は各校所属の教員の持ち回りにより、管理者の許可を得て、県内の小中学校の施設を利用して開催されており、これまで毎回許可が得られてきた。ある年、Xらは、歴史教育をテーマとした教育研究集会を、A県内のB市立C中学校の施設を利用して開催することとし、C中学校長のYから、口頭で、施設利用に支障はないとの回答を得ていた。ところが、その後、Yから、C中学校の施設の使用は認められないとの回答があった。歴史教育をテーマとしたXらの集会に対して、内容が不適切であるとして強い抗議が一部の政治団体からあり、集会を開催すると、こうした団体が学校周辺で抗議活動を行う虞などがあるため、学校教育に支障が生じかねないというのである。Xらは使用を認めないのは不当であると抗議したが、Yは、学校施設は市民の利用に広く供される市民会館などとは異なり教育のための施設で、今回の集会はその目的外利用に当たり、学校教育に悪影響が及ぶ虞がある以上、管理者としては使用を認めることはできないという説明を行った。Xらは、正式に使用申請を行ったが、不許可となり、近隣に代替施設もなかったことから、その年の教育研究集会の開催を断念した。

## 問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。争いがある場合には判例による。

### (設例)

生活保護法に基づく保護を受けていたXは、福祉事務所長から、その保有する自動車を処分するよう求めることを内容とする同法第27条第1項に基づく指示に従わなかったとの理由で同法第62条第3項に基づく保護の廃止の決定を受けた。同法第62条第1項は、保護の実施機関が同法第27条の規定により被保護者に対し必要な指導又は指示をしたときは被保護者はこれに従わなければならない旨を定め、同法第62条第3項は、被保護者がこの義務に違反したときは保護の実施機関において保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を定めている。

### 設問①

本件保護廃止決定がされる前から、Xは自動車の保有を続けたいと思っていたので、本件指示に対して取消訴訟を提起することにした。本件指示は、取消訴訟の対象になるか論ぜよ。なお、生活保護法第27条第3項は、「第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない」と定めている。

### 設問②

本件保護廃止決定により生じた逸失利益相当額の損害に係る国家賠償請求訴訟を提起するとした場合、まずもって当該保護廃止決定の取消訴訟を提起して勝訴判決を得ておく必要があるか。理由を付して論ぜよ。

### 設問③

設問②で国家賠償請求訴訟が適法に提起されたとした場合、Xは同訴訟において、本件保護廃止決定の理由とされた自動車の処分を求める指示が違法であると主張しようと考えている。行政法上、どのような違法事由が考えられるか。なお、指示の根拠規定である生活保護法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と定めている。

### 問3 (民法)

次の設例を読み、以下の設問①及び②に答えよ。なお、各設問はそれぞれ独立し、相互に関係しないものとする。

(設例)

2022年10月1日、AはBとの間で、Aの所有する土地（以下、「本件土地」という。）を1億円でBに売却する旨の契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結した。同年11月1日、Aは、本件売買契約に従い、本件土地の移転登記をB名義とし、同月15日、BはCに対し、本件土地を代金1億3000万円で転売して移転登記をCの名義とした。

#### 設問①

Bは、資力がなく、本件土地の代金を支払う意思がなかったにもかかわらず、Aをだまして、本件売買契約を締結した。2022年12月1日、この事実に気付いたAは、Bとの間で、本件売買契約を取り消すこととした。この本件売買契約を取り消すための法的構成を説明し、併せて、Aが本件土地を取り戻すことができるか否かを論ぜよ。なお、Cは、本件土地の取得時に、以上のいきさつを知らず、かつ、知らないことについて過失もなかったものとする。

#### 設問②

本件売買契約締結の時点で、Bには資力があり、BはAに対して、本件土地の代金を支払うことが可能であったものの、その後、事業がうまくいかず、代金を支払うことが困難となった。2022年11月1日、AはBに対して移転登記手続をしたものの、BはAに対して代金を支払うことができず、Aは、10日間、その支払期限を延期した。しかし、その期限が到来してもBからは何の連絡もないため、12月1日、Aは、Bとの間で、本件売買契約を解消することとした。この契約を解消するための法的構成を説明し、併せて、Aが本件土地を取り戻すことができるか否かを論ぜよ。なお、Cは、本件土地の取得時に、BがいまだAに対して代金を支払っていないことは知っていた。

#### 問4（政治学）

今日の非自由民主主義体制の国々は、リンスがフランコ政権下のスペインを分析する際に案出した概念枠組みである「権威主義体制」に当てはまるものが多いとされている。この権威主義体制の特徴を、全体主義との違いを明らかにしつつ説明せよ。その際にダールのポリアーキー論にも言及すること。

**問5（経済学）**

コーポレートガバナンスについてモラル・ハザードの観点から考える。これに関する以下の設問①及び②に答えよ。

**設問①**

モラル・ハザードとは何か、また、モラル・ハザードの問題を軽減するにはどのような解決策が考えられるかについて説明せよ。

**設問②**

モラル・ハザードの観点からコーポレートガバナンスについて説明せよ。その際に、コーポレートガバナンスから見た日本企業の問題点、及びその問題点に対処するために政府や企業が行ってきたコーポレートガバナンス改革について触れること。